

みやまえ PR サポーター運営要項

（趣旨）

第1条 この要項は、みやまえ PR サポーター（以下「PR サポーター」という。）の活動の適切な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 PR サポーターが宮前区の魅力を SNS で発信することで、地域への愛着や誇り（シビックプライド）を醸成することを目的とする。

（活動内容）

第3条 PR サポーターは、次に掲げる活動を行うものとする。

- （1）宮前区の魅力につながる内容を SNS で月 1 回以上（推奨）発信すること
- （2）ハッシュタグ「#みやまえ PR サポーター」「#みやまえいいね」を付けて投稿すること
- （3）投稿内容の事前確認は原則行わないが、宮前区役所が投稿内容に問題があると認め、宮前区役所から投稿の修正及び削除を求められた場合は、宮前区役所の指示に従うこと
- （4）本事業の周知や広報に協力すること

（投稿に関する遵守事項）

第4条 PR サポーターは、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）法令及び公序良俗に反する投稿を行わないこと
- （2）特定の政治的活動、宗教活動を目的とする投稿を行わないこと
- （3）特定の個人・団体の営利につながる内容など、市民等から疑念を持たれるような投稿は行わないこと
- （4）特定の個人、団体等を誹謗中傷し、又は差別的な内容を含む投稿を行わないこと
- （5）他者の著作権、肖像権その他の権利を侵害しないこと
- （6）個人情報の取扱いに十分配慮し、不適切な公開を行わないこと
- （7）市の信用及び品位を損なう行為を行わないこと
- （8）その他、社会通念上不適切と認められる投稿を行わないこと

（責任及び免責）

第5条 投稿内容については、PR サポーター本人が責任を負うものとする。また、宮前区役所は、投稿内容に関して発生したトラブルについて一切の責任を負わないものとする。

(任命)

第6条 PR サポーターは、宮前区役所が定める選考基準に基づき選考のうえ任命する。

(活動期間)

第7条 PR サポーターの活動期間は、原則として任命日から3年間とする。

(退任)

第8条 やむを得ず退任する場合は、以下のいずれかに該当することを条件とする。なお、退任する場合は、速やかに宮前区役所企画課へ申し出ること。

- (1) 転居等により宮前区役所との関わりが継続困難となった場合
- (2) 健康上の理由により活動が困難となった場合
- (3) 本人の事情により継続的な活動が困難であると判断される場合

(任命の取消し)

第9条 宮前区役所は、PR サポーターが次のいずれかに該当すると判断した場合、任命を取り消すことができる。

- (1) 本要項に違反した場合
- (2) 社会通念上不適切な投稿を行った場合
- (3) 宮前区役所の名誉や信頼を損なう行為があった場合
- (4) その他、PR サポーターとしての適格性を欠くと判断される場合

(宮前区役所の役割)

第10条 宮前区役所は、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) PR サポーターの活動を宮前区役所 HP や市政だより等で広報する。
- (2) PR サポーター同士の交流会を実施し、横のつながりを促進する。
- (3) 活動状況の把握及び必要に応じた助言

(個人情報の取扱い)

第11条 宮前区役所は、本事業の運営にあたり取得した個人情報を適切に管理し、当該目的以外には使用しない。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。